



宮 崎 県 公 報

平成21年7月9日 (木曜日) 号外 第 47 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告

○宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続
の公表…………… (建築住宅課) 1

頁

○入札公告…………… 2

公 告

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成21年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとする。

(1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営三ツ瀬団地	延岡市三ツ瀬町2丁目6番地1
2	県営野田団地	延岡市野地町6丁目5423番地
3	県営塩浜団地	延岡市塩浜町2丁目1856番地1
4	県営野田第二団地	延岡市野田町1845番地1
5	県営一ヶ岡団地	延岡市北一ヶ岡3丁目10番
6	県営共栄団地	延岡市共栄町71番地8
7	県営昭和団地	延岡市昭和町2丁目2233番地
8	県営浜町団地	延岡市浜町554番地2
9	県営大貫東団地	延岡市大貫町3丁目945番地
10	県営土々呂団地	延岡市土々呂町5丁目1524番地1
11	県営希望ヶ丘団地	延岡市野地町6丁目5354番地4
12	県営塩浜南団地	延岡市塩浜町2丁目1813番地1

13	県営塩浜西団地	延岡市沖田町2241番地7
----	---------	---------------

(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足る住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 指定期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務
- (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第77条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）第47条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者の申請に必要な資格

- (1) 延岡市内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 指定管理者として適正に事務事業を実施できる体制が確保できること。
- (3) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 宮崎県又は延岡市が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては

、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅及び延岡市営住宅等指定管理者候補者共同選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7196

延岡市都市建設部建築住宅課住宅係 宮崎県延岡市東本小路2番地1 郵便番号 882-8686 電話番号0982(22)7023

- (2) 配布期間 平成21年7月9日から平成21年9月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時45分から午後4時45分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 平成21年8月24日から平成21年9月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時45分から午後4時45分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7196

延岡市都市建設部建築住宅課住宅係 宮崎県延岡市東本小路2番地1 郵便番号 882-8686 電話番号0982(22)7023

12 その他

- (1) この募集に関する詳細は、募集要領による。
- (2) この募集は、宮崎県と延岡市が共同で同一の募集要領で行うものであり、宮崎県と延岡市の双方が指定した同一の指定管理者は、上記1(1)に掲げる県営住宅及び延岡市営住宅等の管理を行う。

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成21年7月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)で使用する電気
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 平成21年10月1日午前0時から平成22年9月30日午後12時まで
- (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎(本館(附属棟を含む。))及び1号館)
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成21年宮崎県告示第234号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7199

- (2) 期間 平成21年7月9日から平成21年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部営繕課電気設備担当
- (2) 期間 平成21年7月9日から平成21年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7002

入札公告

- (2) 提出期限 平成21年 8月20日午後 5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては書留郵便に限る。)
) によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 3階 306号室 宮崎市橘通東 2丁目10番 1号
- (2) 日時 平成21年 8月21日午前 9時
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第 2号)第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橘通東 2丁目10番 1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7002
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's
Main Building
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 20 August, 2009
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division,
General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Govern-
ment, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501
Japan, TEL: 0985-26-7002

--	--